

第二回國會 衆議院 治安及び地方制度委員會會議錄第四十七号

昭和二十三年六月二十九日(火曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

委員 小暮藤三郎君 康治君

委員 松野 頼三君 門司 亮君

委員 矢尾喜三郎君 坂口 主税君

委員 高岡 忠弘君 大石ヨシエ君

委員 大村 清一君 坂田 道太君

委員 中島 守利君 松浦 榮君

委員 菊池 重作君 久保田鶴松君

委員 矢後 嘉藏君 高橋 禎一君

委員 高橋清治郎君 川橋豊治郎君

出席政府委員

國家地方警 齋藤 昇君

警察部長官

委員外の出席者

議員 猪俣 浩三君

議員 石井 繁九君

議員 林 百郎君

專門調査員 有松 昇君

本日の會議に付した事件

委員派遣承認申請に関する件

警察官等職務執行法案(内閣提出)

(第二二四号)

福井における地震被害状況に関する

説明聴取

○坂東委員長 これより治安及び地方

制度常任委員會を開きます。

本日(第二二四号)は、警察官等職務執行法

案以下五件であります。まず一つは

警察官等職務執行法案を議題に供しま

す。本件につきましては、昨日の審議

の結果、司法常任委員の猪俣浩三君並

びに石井繁九君。そのほか委員外の発
言者は共產黨林百郎君であります。大
体時間がありませぬから、七、八分程
度で三人の発言を許します。まずも
つて猪俣浩三君に許します。

○猪俣浩三君 本案に対して実はいろ
いろの憂慮の念がある。それは過去に
おきますところの警察官の態度及び過
去におきますところの行政執行法なる
ものがいかに運用せられたかというこ
とに關しましても、われわれは再び昔
の古傷を思い出すのであります。申す
までもなくいかに過去の警察官等が一
般大衆に人権蹂躪をやつてきたか、し
かも行政執行法なる法律を悪用いたし
まして、脱法行為であるとか、たらい
回しであるとか、あるいはむしろ返し
かいたことをやりましたはなほだしい
人権蹂躪は、私がここに申し上げるま
でもない。私どもは弁護士といたしま
して、実に膨大な材料を持つておる次
第なのであります。終戦後、時は変り
ましたといふものの、われわれの民主
化なるものは天降りのものでありまし
て、それがどこまで一般大衆並びに警察官
あるいは警察官、そういうものにしみ
こんでおるか、ややともすると昔の慣
習が頭をもたげる傾向があります。こ
こに私どもの憂いがあるものでありま
す。制度の運用は人にあるということ
は申すまでもないであります。現在
の警察官等の中には、いわゆる戦時中
憲兵とともに第一線に活躍をしたよう
な人たちがたくさん残つておる。頭株
は今日追放關係で第一線を退きました

が、その当時下僚であつて、最も勇敢
に活躍しておつた人たちが多数まだ残
つておるのであります。その人たちが
はたしていわゆる今度の新警察法の精
神を体得しておるかどうか、近ごろの
いわゆる資本攻勢の聲に應じました
官の態度を見ますと、往年の勇氣が
また盛り返してきたのではないかと
思われる節が多々あるのであります。先
般も新潟縣下に行われました小千谷理
研の争議を私も視察をいたしまして
その感を深くしたのであります。昔の
官僚はたいへん脱法行為が上手であ
りまして、行政執行法なんという法律は
どこを見たら人権蹂躪なんかいける
仕組にはなつておる。それが今申し
ましたように堂々たる人権蹂躪を起し
てきておる。そこで私どもがこの警察
官等職務執行法——行政執行法の縛直
しでありまして、これを取扱うにあた
りまして、その疑念が深まるのであり
ます。人の關係においてはあまり變つて
おると思ふない、そうして法律の關
係においても、ただ衣をかえたに過ぎ
ないこの法律が出てきておるのであり
ますから、この法律とこの人とのど
こまで一体民主的な活動をするのであ
るかという点に對して疑問を持つ次第
なのであります。さういふ観点からい
まして、私どもはこの法律に對して違
反した場合に、一体どういふ責任を警
察官等及びその新監督の任にあるもの
が負うのであるかという点と、それ
から新しい憲法によりまして私どもの

基本的な人権は擁護されているのであり
ますが、この憲法の規定に基きまし
て、新しい刑事訴訟法が司法委員會に
おいて本日あたり修正されて、衆議院
は通過するのではないと思ふれるの
であります。この新しい憲法及び新
刑事訴訟法と本法とがいかなる調和を
もつものであるか、そういう意味にお
きまして二、三の質問を展開したいと
存するのであります。

そこで警察官等職務執行法案の各條
ごとに質問を申し上げたいと思ふので
ありますが、第一條の第二項「この法律
に規定する手段は、前項の目的のため
に必要な最小の限度において用いるべき
ものであつて、いさぐちその濫用にお
たるようなことがあつてはならない。」
という規定があるのであります。そこ
で私はその責任を明らかにする意味に
おきまして、この文章に現われます
一、二点について質問を申し上げます
が、「前項の目的のため必要な最小の
限度において用いるべきもの」とある
この最小の限度というものはどうい
う意味をなすものであるか。たとえばこ
の手段をとらざれば、公安の維持に
し犯罪の予防が不能であるというよう
な限度であるか、あるいは他に方法
があるけれども、最もこの手段をとるこ
とが公安の維持及び犯罪の予防その他
について適切有効なりという意味で最
小の限度という言葉をお使いになつた
のであるか。この点を第一にお聞きし
ます。

○坂東委員長 ちよつと猪俣君にお答
えいたしますが、実はこの委員會とし
ては質疑が終了いたしました。今討論
中でありまして、つまり御意見を拜聴
することになつておるのであります。続
いて次の石井君にお願いしなければな
らぬことになりまして、その点御了
承を願ひたいと思ひます。

○猪俣浩三君 それではまたたく私ど
もの考えと違つておるのであります。

○坂東委員長 委員會の議事の経過は
さうなつております。

○猪俣浩三君 とにかくそれではまる
で要領が違つておるから申し上げます。
だ意見がありますから申し述べます。
この警察官等職務執行法におきまし
て、最小の限度において用いるという
規定があるにもかかわらず、この規定
に違反いたしまして、濫用をわたつた
場合にいかなる罰則があるのである
か。罰則の規定が何もない。いやしく
も人民に對するところの法律にはたい
てい罰則を規定しておるのであるが、
ここの警察官の違法に對しては、か
ういふ罰則を規定してある。か
ういふ罰則の規定が十分警察官を取
締つておられません。さつき申しまし
たように、ややもすれば戦時中の
私は幕府的存在と申しますが、その慣
行が出ないとも限らぬのであります。か
ら、警察官が十分民主精神を体得した
と認められるまでは、この法律の規定
に違反しました嚴重なる罰則を設ける
必要があると思ひます。

それから第二條以下に、犯罪を犯そ
うとする者があるようになるときに、警察

官がいろいろ行動することは規定されておりますが、一体犯罪を犯したとか、犯罪を犯そうとしておるとか、そういう認定あるいは今言つたような犯罪予防、公安の維持にはかような手段が最小限度に必要であるというような認定、これはひとえに警察官それ自体が認定することになつておるのでありますから、これに対してはなほは疑いがあるとして、たとへば労働運動におきましての争議の一つの手段として生産管理というものが行われておる。これは一体犯罪であるかどうかというところにつきましては、まだ学者間にも定説がないのであります。しかるにかやうなことをただちにこの一警察官吏が犯罪なりとして執行して、そうして警察官職務執行法の発動はできるのであるかどうかというやうなことに對して、はなはだ危惧の念があるものであります。昔の行政執行法を利用したぐあいに利用せられまして、今の農民運動とかあるいは労働運動とかいうやうな社会運動は、ことごとくこの警察官吏によつて、この法律によつて彈圧されるおそれが十分あるものであります。彼らの主観によつて事を判断し、それによつて行動していくのであります。何ら高い基準の規範があつて、その規範に従つて行動するのではないのであります。犯罪ありと思考するとかあるいは犯罪を行おうとするやうなおそれがあるとかいう認定は、全部警察官吏が自分の主観によつてやる、それによつてただちにこの行動を起すというやうな仕組になつておるとかいうことに對しましては、はなはだ私どもは危惧の念があるものであります。

それからこの法律全体に對しまして、一体これも私はよく政府委員の御説明を聴きたいと思つたのであります。今委員長の言うやうなことになるますと、少し疑問なのであります。あるいは第二條の第二項、第三項におきまして、あるいは刑事訴訟法の改正法律案の百九十八條第二項及び二百十三條とどういふ關係があるのか。百九十八條の二項あたりを見ますと、必ず被疑者を尋問する前には、お前は答弁しないでもよろしいのだ、あるいはまたいかにやになつたら帰つてもよろしいのだといふことを告げる規定があるものであります。そういう規定は一つもない。そうすると刑事訴訟法には憲法の趣旨に従ひまして、さうな規定をおいてあるにかかわらず、この執行法にはさうな規定がないのであります。早急皆ひつばつて行かれるといふことになる。そうしてまたこれを警察へひつばつて行つて、何らかの犯罪を犯し、もしくは犯そうとしていふやうに疑うに足るべき相当な理由がある者は、刑事訴訟法における被疑者といふことに見るのであるかどうか、これも私はお聞きしたい。刑事訴訟法の被疑者とは見るといふことになりまして、刑事訴訟法には被疑者に対するところの手続が詳細に規定されておるのであります。それとこの規定をどう調和するのであるか、今申しましたやうに、被疑者でありますならば尋問に答えないでもよろしい。すなわち黙秘の権利がある。またいつ何時でも帰つてもよろしい。あるいは同行を拒んでもよろしい。それを前もって告げなければならぬといふことに相なつておるのであります。この規定に

はさうなことがない。これがどういふことになりまして、それから第二條の四項には、警察官吏は身体を検査することになつておりますが、これも刑事訴訟法の二百十八條を見ますと、いわゆる身体検査令状といふ令状によつて、被疑者の身体を検査するといふやうになつておる。しかしこれでは令状も何もなしに身体検査をすることができるといふことになつておりますが、この点につきまして私も異論があるものであります。それから憲法の三十一條から、三十五條までの間に、人權保護の規定が十分たわれておるのであります。刑事訴訟法には相當でも、この執行法にはどうもその点が完全ではない。そこいろいろ私は政府委員にお尋ねしたい点があつたのであります。これは今のやうな委員長のお話であるから略します。なお第三條の關係におきまして、前の行政執行法の第一條によりまして、翌日の日没後に至つたならば、これは釈放しなければならぬといふことになつておるのに、第三條によりまして、二十四時間といふことになつて、前の行政執行法より長く引留めておくやうな規定になつておる。これもどういふわけでその時間だけ延長したのであるかお聞きしたいと思つたのであります。それからこの第三條と、刑事訴訟法の二百三十三條の規定の調和をどうお考えになつておるのであるかといふこともお聞きしたかつたのであります。なお三條の第五項には「警察官等は、第一項の規定により警察で保護をした者の氏名住所、保護の理由、保護及び引渡の事実並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知しなければならぬ。」といふこと

になつておりますが、これは裁判所法の第三十四條とどう調和するのであるか、また通知しただけでそれでいいのであるか。また通知を怠つた場合にはどうなるのであるか、こゝういふことの規定が一つも明らかでないものであります。それからなお第四條の二項には、公安委員会のことかちよつと顔を出しておるのであります。一体本法と公安委員会、要するに警察法による運営管理とどう調和するのであるか、この公安委員会と自治体警察、あるいは國家地方警察の關係につきましては、非常な疑問があるのであります。この点も政府委員から詳しくお聞きしたいと思つた次第であります。これもできなないのであります。公安委員会との關係をもう少しはつきりさせてもらいたいと思ひます。それから第五條、第六條におきまして、犯罪がまさに行われようとするときには、これを制止することができるといふのであるが、一体農民運動あるいは労働運動等を騒擾罪といふやうに、もし認定する警官があるとするならば、犯罪がまさに行われようとするのを認めたといふことでもつて、これを制止するとか、要するに大衆運動を彈圧する口実になる條文ではないかと思はれる節もあるものであります。第六條、これは立ち入るとなつておりますが、刑事訴訟法でいうならば、一種の捜査あるいは検証の過程でありまして、刑事訴訟法の二百十八條、あるいは二百二十條とどう調和するのであるか、お尋ねしたかつたのであります。それから第七條におきましては、武器の使用の点であります。これもいゝゆる正当防衛とか緊急

避難などといふことは、これはこゝへ規定しようがしまいが、刑法の規定で何人もできることであります。わざわざこれをあげた理由はどういふわけであるか、刑法の正当防衛あるいは緊急避難に該当する場合を、この武器使用の一つにしておるのであります。かやうな場合は何人でも正当にできることである。警察官のみに限らぬのであります。それとともに、また一号及び二号に武器を使用する場合のことをあげておりますが、たとえば野菜どろぼうなどが逃亡しようとする際に、一体これをつかまへようとしてピストルを発射していいのであるかどうか。そういうことが警察官自身が判断してやるやうになつておりますが、それが超過防衛あるいははたして必要な最小限度において用いたものではないといふやうな認定を下す場合に、さういふことを公安委員会が判断するのであるか、あるいは國家地方警察ならば、その上級監督者があるのかどうか。あるいはこれを一般民衆が告発しなければならぬものではないか、さういふやうな点につきまして、この法案だけではさっぱりわからぬのであります。さういふ意味におきまして、憲法及び刑事訴訟法との關係についてははなはだ疑問があるのであります。なお一番の欠陥は、要するに第一條の二項におかれまして、この、權利の濫用についていかなる制裁があるのか、これは刑法の規定に觸れた場合には、もちろん刑法の規定が適用になるのであります。が、どうも刑法の規定は、逮捕、監禁、暴行、凌辱といふやうな場合だけに限られておりますから、かやうな場合以外の本法に規

定するような職権の濫用があつた場合には、いかなる制裁をするのであるか、その制裁を受ける相手及びその制裁をする者、その制裁の範囲といううなことが一つも明らかにされておらずのでありまして、私はその意味においてはなほ危惧の念があるものであります。強盗あるいは殺人などの犯罪者に対しては必要であるとは存じますが、今申しましたように、この法律を適用して、社会運動に適用する口実をこの法律に求めるようなことがありま

すならば、ゆゆしき問題であり、しかもさうな傾向が断じてないとは言ひ切れぬ。現在の警察官の頭の模様であります。過去の慣習がすっかり抜け切れておるとは思われぬ。この警察官の民主化に対しては、指導の地位にある人たちは、一休いかなる指導または教育をしてやるか、そしてこの警察官等職務執行法を行つても、昔の行政執行法のようなことにならぬという保証が、政府当局に十分にもてるかどうかといふことも尋ねたかつたのであります。何か私の予期したかつたと違つたことになりまして、支離滅裂になつてしまつたのであります。それで時間もないうでありますから、この程度で止めておきます。

○菊池(重)委員 ただいま猪俣君からの質問によつて、いろいろ蘊蓄のある内容をお聴きすることができたのであります。実は私もこの法案に対していろいろ危惧の念をもつておりましたけれども、私も法律に素人でありまして、その急所をつかむことができなかったものであります。今猪俣君からのお話を聴きまして、まことに適切なる質問であると考えますので、本委員

会における討論は終了いたしておりますけれども、さういふ意味合において、特別の処置をもちまして、今の質問に対して政府当局からの答弁をお願いしたいと思ひます。

○坂東委員 時間の関係がありますから、石井君の質問をやつていただきます。

○石井委員 最近警察当局としましては不審等問その他ができないので、警察官の職務能力が低下して、さういふことでは警察官の威信が崩れてくる、また國家の公安を維持することができない、かように心配して本法の法案をしたのだと考へておるのであります。その前提に立ちまして、今までの警察官がいろいろ法律の執行にあたつて非難を受けるというところは、警察官が十分なる威信と責任をもつて法規を執行した場合には、國民から非難されようなどとはなかつたのではないかと考へるべきであります。たとへば強盗犯人を逮捕した場合、その強盗に傷を負わせたといふこと、つまり警察官が勇氣と威厳をもつて処置した場合、それに若干いき過ぎがあつても、それを非難することはなかつたろうと考へます。かような場合に警察官がいろいろと非難されるのは、先ほど猪俣議員が言われましたように、行政執行法のうな法規がある場合、それを法規の範囲において適用しないので、不当にこれを濫用するといふことが、警察官の威信を失墜することになつておりました。かようなことを考へてみますと、現在の警察官といふものが威厳を失墜しないので、十分に職務の執行ができるというためには、いろいろ法規を別段こしらへなくとも、現在の状況におきま

して、あるいは刑事訴訟法なりあるいは刑法の認めた範囲、かような立場において行動して、そしてそれが社会正義にかなひ、かつまた社會の常識に適合しておりますれば、職務の執行に支えなく、かつまたそれらの行為は賞讃されるであらうと考へておるのであります。さういふ立場から、われわれの職務の執行といふものが、何か法規がないから十分に行われぬのだ、かように考へることなくして、むしろ警察官の職務執行のために、その指揮あるいは監督、指導の責任を果される方におかれては、法規のあるなしというところでなく、警察官に正義感と社會の公安維持に対するところの觀念を持つたところの行動、処置をさせる、かような観点に立つて事を処するといふ氣魄が必要ではなからうかと考へる。法規ができたので、これによつてわれわれは仕事ができるのだといふような考へを持たず、警察官本来の職務といふものは、たとへ法規がなくとも、現在定められておるところの刑法あるいは刑事訴訟法その他のものにおいて十分なるその機能が發揮できるのだ、かような考へをもつて當つても足らなければならぬと思ふ。法律が足りないから現在警察官の犯罪捜査その他が不手際になる、能率があがらない、かように考へになるのは大きな間違ひであるといふような前提に立つて本法律を眺めますときに、何か法律の足らざることによつて警察官の職務能率の不十分であるのを糊塗せんとするやうな氣持がうかがわれるが、私はこれに對しては遺憾の意を表せざるを得ない。

次に、この法律の大部分は行政執行

法に規定されておりましたが、今議會の六月初旬に、行政代執行法を出されまして、司法委員會においてこれを議決しまして、行政執行法中における代執行の部分だけを規定して、あとは廃止したので、そのときに私は法務廳の佐藤長官に質問をした、現在の段階において行政執行法その他一切廃止して、警察官その他が職務執行上の責任が持てるか、これについては考慮の余地があるのではないかと、かように質問したら、先ほど私が述べたように、大體警察官といふものは正義感と常識を持つて事を處する限りにおいては、これに對する処置があらうと思つたから、行政執行法は大胆にこれを廃止したものである、かような答をいたしたものである。これについては相當重大な法律であるから、法務總裁あるいはその他において十分の意見が述べられたのであらうと思つたが、あとでまたこれに代るやうな法律が出るのではないかと、いやしくもさうなことがあつたらば、この法律の廃止といふことよりも、その必要部分は残す方がよいのではないかと注意をいたした。たところ、さういふことはいたさないといふ答弁の趣旨であつたのであります。さうしたところ、たちまちこの警察官等職務執行法といふやうな法律が出てきたのであります。これらの点を考へてみますと、法律制定について、あまりに朝令暮改の感を免れない。その後において大阪、神戸における騒擾事件などが起きたりしたので、急遽警察としてかような法案の制定の必要があるといふので、急いで立法されたと思つたのであります。かような関係上、まことに朝令暮改のきらいを免れ

ないのであります。われわれとしましては、一應行政執行法を廃止したが、いかなる態度をもつて警察官の職務を執行し、さうして國民に對するところの信任を受けるかといふことについて、糊塗的にかような法案を急遽出して、さうして事を處さうといふのではなく、大局的に問題を把握して事の解決をはからなければ、ほんとうの國民の信頼の上に立つた警察制度といふものが確立できぬのではなからうかと考へる。これらの点については、警察官の指導その他の局にあたる人は十分に御考慮願ふなければならぬ。また特にこの治安委員會における皆さんも、それらの点を十分によく御研究なさつて、この法案の制定にあたつていただきたいと思つたのであります。私はかような見解から警察官等職務執行法案を編纂いたしておるのであります。このうちで一番將來禍根がでさうと思ふのは、第三條の二十四時間と考へてはならない。この問題のあとに、警察官はやむを得ないときは簡易裁判所に請求して、許可狀を得て五日までは拘留をするといふやうな規定を入れたこととあります。大體保護検束をする場合におきまして、あと五日やむを得ないですといふやうな規定を設ける。こゝういふやうなことは非常に警察官の職務を怠慢にすることになり、かつまた權利を濫用する、あるいは人権を蹂躪するところの基を開くことになるのであります。かような簡易裁判所の許可を得て五月を通じて検束をするといふことに對しては、少くとも最短時間うちにさうな保護検束の目的を全うするといふ氣魄がなければならぬまい

ないものであります。われわれとしましては、一應行政執行法を廃止したが、いかなる態度をもつて警察官の職務を執行し、さうして國民に對するところの信任を受けるかといふことについて、糊塗的にかような法案を急遽出して、さうして事を處さうといふのではなく、大局的に問題を把握して事の解決をはからなければ、ほんとうの國民の信頼の上に立つた警察制度といふものが確立できぬのではなからうかと考へる。これらの点については、警察官の指導その他の局にあたる人は十分に御考慮願ふなければならぬ。また特にこの治安委員會における皆さんも、それらの点を十分によく御研究なさつて、この法案の制定にあたつていただきたいと思つたのであります。私はかような見解から警察官等職務執行法案を編纂いたしておるのであります。このうちで一番將來禍根がでさうと思ふのは、第三條の二十四時間と考へてはならない。この問題のあとに、警察官はやむを得ないときは簡易裁判所に請求して、許可狀を得て五日までは拘留をするといふやうな規定を入れたこととあります。大體保護検束をする場合におきまして、あと五日やむを得ないですといふやうな規定を設ける。こゝういふやうなことは非常に警察官の職務を怠慢にすることになり、かつまた權利を濫用する、あるいは人権を蹂躪するところの基を開くことになるのであります。かような簡易裁判所の許可を得て五月を通じて検束をするといふことに對しては、少くとも最短時間うちにさうな保護検束の目的を全うするといふ氣魄がなければならぬまい

ないものであります。われわれとしましては、一應行政執行法を廃止したが、いかなる態度をもつて警察官の職務を執行し、さうして國民に對するところの信任を受けるかといふことについて、糊塗的にかような法案を急遽出して、さうして事を處さうといふのではなく、大局的に問題を把握して事の解決をはからなければ、ほんとうの國民の信頼の上に立つた警察制度といふものが確立できぬのではなからうかと考へる。これらの点については、警察官の指導その他の局にあたる人は十分に御考慮願ふなければならぬ。また特にこの治安委員會における皆さんも、それらの点を十分によく御研究なさつて、この法案の制定にあたつていただきたいと思つたのであります。私はかような見解から警察官等職務執行法案を編纂いたしておるのであります。このうちで一番將來禍根がでさうと思ふのは、第三條の二十四時間と考へてはならない。この問題のあとに、警察官はやむを得ないときは簡易裁判所に請求して、許可狀を得て五日までは拘留をするといふやうな規定を入れたこととあります。大體保護検束をする場合におきまして、あと五日やむを得ないですといふやうな規定を設ける。こゝういふやうなことは非常に警察官の職務を怠慢にすることになり、かつまた權利を濫用する、あるいは人権を蹂躪するところの基を開くことになるのであります。かような簡易裁判所の許可を得て五月を通じて検束をするといふことに對しては、少くとも最短時間うちにさうな保護検束の目的を全うするといふ氣魄がなければならぬまい

ないものであります。われわれとしましては、一應行政執行法を廃止したが、いかなる態度をもつて警察官の職務を執行し、さうして國民に對するところの信任を受けるかといふことについて、糊塗的にかような法案を急遽出して、さうして事を處さうといふのではなく、大局的に問題を把握して事の解決をはからなければ、ほんとうの國民の信頼の上に立つた警察制度といふものが確立できぬのではなからうかと考へる。これらの点については、警察官の指導その他の局にあたる人は十分に御考慮願ふなければならぬ。また特にこの治安委員會における皆さんも、それらの点を十分によく御研究なさつて、この法案の制定にあたつていただきたいと思つたのであります。私はかような見解から警察官等職務執行法案を編纂いたしておるのであります。このうちで一番將來禍根がでさうと思ふのは、第三條の二十四時間と考へてはならない。この問題のあとに、警察官はやむを得ないときは簡易裁判所に請求して、許可狀を得て五日までは拘留をするといふやうな規定を入れたこととあります。大體保護検束をする場合におきまして、あと五日やむを得ないですといふやうな規定を設ける。こゝういふやうなことは非常に警察官の職務を怠慢にすることになり、かつまた權利を濫用する、あるいは人権を蹂躪するところの基を開くことになるのであります。かような簡易裁判所の許可を得て五月を通じて検束をするといふことに對しては、少くとも最短時間うちにさうな保護検束の目的を全うするといふ氣魄がなければならぬまい

と思ふのであります。こういうようなことによつて、精神病者あるいはその他異常なる者の処理でありますから、急速にやりますれば、目的が達するものであります。そしてその短時間のうちに事を仕上げる。二十四時間を超えてはならない。かようなわけではなく、最短時間のうちに事を処するといふ規定が希望されるのであります。この点は第三條の一日二十四時間を超えてはならない。特に許可を受けたときにも五日を超えてはならない。かような時間的なゆとりをとるといふようなことは、他日また行政執行法において人権を蹂躪したその基を開くものであらうと思ふのであります。これらの点については治安委員会におきましても十分に御研究をお願いいたします。またこの点については当局においても十分に御研究をお願いいたします。

それから第六條の場合であります。第六條の場合において、興行場、旅館その他にはいつてゐる。犯罪の嫌疑者、これに対していふ。な処置をするといふようなこの規定は、實際は刑事訴訟法の目的からいいますと、犯罪捜査は旅館その他に行つては現行犯人といふことによつていろいろな処置ができるということになつております。この場合においては、これらの点についていふ。な不都合が起きたときに、かような規定を設けておいて、一つの強制権を警察官に與えてもらいたいといふような意味でありまして、今まで旅館その他について警察官が非難されたのは、みだりに旅館等に行つて一ぱい飲んだり食つたりすることの機会を求めたか、あるいは

はみだりに芝居等にはいらたがる。たとえば山手の警察の者が下町の警察、あるいは浅草の警察管内に行き、あるいは旅館等にやたらに行つて飲食を要求するといふようなことが非常に行われておる。こういうようなことが實際には非難された。正しく興行場、旅館あるいは料理店その他に行つて犯罪捜査その他の処置をする場合に、警察官がこれこれ言われたとはわれわれは考えられない。これを考へてみると、むしろこれらの規定については深甚なる注意が必要である。それによつて今後は警察官が大げらに興行場に行つたり、あるいは料理店なんかへ行つて、今までの悪評の種を重ねるようなことがあつてはならないと思はれるのであります。この点は治安委員会の各委員の方におかれましても、十分に討論のときに御研究をお願いいたします。一番われわれが心配してゐるのは、國家公安委員会とか、あるいは自治体の公安委員会等ができて、警察官がその下におかれる。そうしますと公安委員の中におきまして、たとえば相當の興行師あるいはばくち打ちといふような人が幅をきかしまして、この旅館、興行場その他において公然と賭博が行われる。これを公安委員会が押えておつて、警察官がこれを見逃しにするといふことで、當然の権利行使ができるところを警察官が権利行使をしないところ。今後のいふ。なる社会の疑惑、あるいは警察が非難を受けるところの問題が発生するのではなからうかと考へております。これらの点を十分に御研究の上、この第六條の御検討をされ、いふ。改めべきところは改めていただきたいと思います。それか

ら第七條におきまして、先ほど猪俣君が言われましたが、社会運動あるいは農民運動、その他のいふ。運動について問題を起すことがないか。かような点であります。ひとつ十分に御研究をお願いしたいのは、われわれが輕犯罪法を扱つた場合において、輕犯罪法の適用において、これはほとんど現在の実情としては輕犯罪法では人権蹂躪にはならないが、しかしかつて違警罪即決例、警察犯即決令が相まつて人権を蹂躪したのであります。警察犯即決令それ自体においては多くの入権蹂躪がない。違警罪即決例それ自体が人権蹂躪の根拠であつたのであります。しかしながらなお念を入れて、司法委員会においてはこの輕犯罪法が制定されるときに、特に第四條において、この法律の適用にあつては國民の權利を不當に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して、他の目的のためにこれを濫用するやうなことがあつてはならない。かような点に念を入れて、かような社会運動あるいはその他の一般的犯罪、つまり社会的に非難をされるやうな犯罪でない、かようないふ。な社会問題の伴うものについては事情を嚴重に調べる。かような意味から第四條に一項を加えたのであります。これは行政執行法の代案であり、あるいは警察犯即決令といふやうな点が少し加味されてくる。あるいは治安警察法においてもこの法律におきましては、この法律制定にあつて、十分にわれわれが司法委員会において輕犯罪法を扱つた処置等にならぬように、この法律が適用になりまう場合におきまして、いかなる場合においてもはいかなる処置がとらるべきで

あるといふやうな点を御考慮くださいまして、そして後世において、この治安委員会においてこしらへた法律が惡法として國民から非難をされないやうに、十分に御研究くださることをお願いしてやまない次第であります。はなはだ權威ある治安委員会の席をお借りいたしまして、皆さんの質疑終了後におきましてわれわれの意見を陳し、かつまた司法委員会における輕犯罪法の取扱ひ方を述べましたのは、はなはだ僥倖の至りであります。が、いふ。と法律の制定といふものはその後におきまして影響があり、その法律が國民に及ぼす作用が、特に本法のとき、國民大衆を相手にする法律でありますから、他の立法と違ひまして、將來のこの法律の適用の結果いかん、かような点をも考慮し、そして慎重なところの結論に到達されんことをお願いいたす次第であります。これをもちつて私の所見を終わります。

○坂東委員長 委員外発言請求者の林百郎君。

○林百郎君 時間がありませんから私は簡単に三點について質問をし、かつ簡単な意見を述べてみたいと思ふのであります。一つは本法が明らかに憲法の三十三條並びに三十四條、いわゆる司法官憲が適法に発した犯罪を明示する令狀によるものでなければ逮捕されなないといふ三十三條と、理由を告げ、かつ弁護人に依頼する權利を與えなければ勾留、拘禁がされないといふ三十四條、この規定に反するのではないかと、これが第一点。それから第二点は、これはすでに前論者も論じておるところであります。労働組合法第一條第二項の、正當なる労働組合運動にとつては刑法の適用がない、いわゆる違法性が阻却されるというあの條文と本法との關係、並びに極東委員会政策決定による労働組合十六原則の第十三項、労働組合に対しては、司法官憲が干渉してはならないといふあの第十三項の指令と、これがどういふ關係になるかといふ点、それから第三としてはたゞいま國會で審議されている刑事訴訟法あるいは檢察廳法など一連の関連をもつて官廳的な檢察廳の強化になりはしないか、いわゆる司法ファッショへの傾向をこれが強化することになりはしないかといふ点であります。

第一の憲法三十三條、三十四條に違反しないかといふ点につきましては、本法によりますと警察官はいつも一方的な判断によつて身体、生命もしくは財産に対する侵害防止のためと称し、あるいは第三條の保護といふ名のもとに、實際的には最高五日間にわたる刑事訴訟法上の逮捕がされるのであります。これは第五條、第八條に規定してありますが、そののみでなくして、本法によつて警察官は、輕犯罪法による現行犯の逮捕も併せてできるのであります。これを同時に考慮する場合には、非常にこの保護といふ名前が實際には逮捕が行われるといふことであります。しかもこのやうな逮捕が簡単に簡易裁判所裁判官の発行する許可狀、これは刑事訴訟法の八十七條にもありますが、被告人を拘留する場合にそれ。正當な理由がなければならぬ、ところがこの許可狀につきましては、何ら特定の必要な記載事項も明らかにされず、單に裁判官がやむを得ないと認定した場合には、すなわち裁判官の一方的な認定によつて隨時に発行することができ

その次に第二点といたしましては、本法が明らかに労働組合法第一條第二項並びに極東委員会の労働組合に対する十六原則の第十三項、これに違反するのではないかという点を慎重に審議していただきたいと思うのであります。すなわち本法によりますと、人の生命、身体または財産に対する危害、または損壞、工作物の損壞、極端なる煽動あるいはその犯罪等の懸念は、いつでも警察官の一方的な判断によつて行われるのであります。爭議行為中

第三は本法が結局司法ファツシヨへの法的な根拠を與えるものであるということとを危険に思つておる次第であります。現在國會で審議されておるところの刑事訴訟法あるいは檢察廳法との関連において、明らかに官僚的な警察權力の機構をますく強化しようとする意圖しておるのではないかと思はれるのであります。輕犯法はもちろんのこと、本法はまたこのような警察權力の強大化のための一翼をなすものではないかということを感じておる次第であります。この点も特に慎重に審

私は以上述べました通り、第一点は憲法所定の基本的人權の抑圧になりやしないかという点、第二点は労働組合や運動に対する官憲の不法な干渉をこれによりつて法的に保護することになりやしないかということ、第三点は官僚的な警察権力の拡大強化のための助けになるような法的な根拠に本法がなりやしないかという点、この三点につき危懼をもつので、当局の御意見を聴くと同時に、私の所見を述べた次第であります。

○川橋委員 昨二十八日福井市を中心として起りました地震は相当甚大なる被害を與えておるようであります。通信が杜絶したようでありまして、それがために詳細な新聞記事等も見ることができませんが、これが原因といったしまして相當の死傷を出し、また經濟的打撃も甚大なものがあるようであります。これらが原因となりまして、同地方の人心に相當の動搖を與えるものと考えております。それで今日までに当局の方で得られました情報並びに、この地震に対してどういう措置をとられましたか、そういう点についてお尋ねし

○齋藤(元)政府委員 北陸地方に起りました震災の状況につきまして簡単に御報告を申し上げたいと思えます。昨二十八日の十七時十四分四十四秒から約四十四秒間の地震が福井縣の九頭龍川の下流を中心として起つたのであります。午前六時までには國家警察本部の方にはいつておりまして報告の概要を申し上げますと、被害の一番多いのは福井縣及び石川縣であります。福井縣の約福井市におきましては、市の建物の約

七割が全壊ということであります。そうして全市の約三割程度が全壊ということになっておりますが、この割合はまだ確実とは申し上げかねると思います。罹災者及び死傷者は非常に多数の見込みでありますが、ただいま調査中でございます。なお福井市内の火事は今随一時四十分におおむね鎮火した模様であります。市の倒壊の様子は、縣廳、警察署、停車場、電話局、市役所

を除きまして福井市の七割が倒壊し、三分の一が全壊ということになつております。それから坂井郡、吉田郡、足羽郡の三郡は被害が甚大なる模様であります。しかしながら詳細は不明であります。相当倒壊家屋をみておるんじやないかと思ひます。その他の福井縣内の地区におきましては、相當の被害がある模様であります。おおむね福井市から石川縣の大聖寺の方にかけた所がやられておるのであります。石川縣におきましては大聖寺が一番大きくありまして、死者九名、傷者百五十名、全壊が百一戸、半壊が千五百戸、従い

警察におきましては、大阪管区本部を中心といたしまして、管区本部長の指揮のもとに治安の万全をはからしめておるのでありますが、昨晚から今曉にかかっています、大阪管内の各府縣から警察官約八百名をすでに應援に出発させたのであります。國家非常事態の布告を總理大臣に要請するかどうかにつきまして、昨晚公安委員の參集のもとに協議をいたしましたのでありますが、福井、石川におきましては、自治体警察と國家警察の一体的活動に相当困難があるものの他から考えまして、非常事態の布告をする程度ではないという判断をいたなしました。事実上の應援援助での救護に万全を期したい、かように考えておるのであります。おそろく總理大臣

から各関係省でとりました方策及び今後の政府のこの被害の救護対策につきまして、本会議等適當なる機会に御説明があるかと存じますので、私といったしましては國家警察に集まりました情報、私の方でとりました措置だけを簡単に御報告を申し上げます。

○川橋委員 ただいま御報告によりまして、治安上相當混亂を來しておることと存するのであります。従つて本委員会におきましては、この際適當の人員を選定されまして、實地調査をする必要ありと思ひます。この点をお諮り願ひたい。

○坂東委員長 ただいま川橋君の動議であります。委員を派遣することにつきましていかがいいたしますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではその数は委員長に一任願えますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさう決定いたします。

なお時間がきまして、予算委員会の方から早く明け渡しを請求しておりますので、連合審査会はどうい開会不可能ですから、この委員会もただいまの警察官等職務執行法の問題等ございしますが、これをいかがいいたしますか。何とかしたいと思ひますが……。

○高橋(補)委員 私はこの法案の議事進行について今ただちに動議を申し上げるわけではありませんが、ただ希望といたしましては、まだ委員の皆さんの討論というものは、ほとんどなされていないような状態であります。この機会にもしお許しを得られれば、私の意見を申し上げ、この法案に対する態度を明らかにしたいと思ふのであ

りますが、差支えございませんか。

○坂東委員長 予算分科会が開かれることになつて、約束の時間が過ぎましたから……。

○菊池(重)委員 先ほど議事進行についての發言によつて政府委員の答弁をお願いしておるわけですが、時間がなくてできないとすれば、明日ひとつ続行していただきたい。

○坂東委員長 その点は理事諸君にも……。

〔それはできないと呼ぶ者あり〕

○門司委員 高橋委員の御意見もありますし、かた／＼各位も討論をすべくして、まだ十分討論が盡されておられませんので、今日はこの程度で散会されんことを希望いたします。

○坂東委員長 門司君の御意見に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時十分散会